

年金制度における無償ケアの評価のあり方について

- ジェンダー平等の視点から -

梅花女子大学 寺本尚美 (02561)

キーワード：無償ケア，年金制度，ジェンダー平等

1. 研究目的

育児や介護等の家庭内における無償ケアを、年金制度においてどのように評価するかは、古くて新しい問題である。拠出・給付のいずれの面において、どのような仕組みを用いて評価すれば、特定の性別役割分業モデルを奨励することなく、無償ケアを評価することができるのか。ジェンダー平等の視点から、年金制度における無償ケアの評価のあり方を検討することが本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

上記の研究目的のために、おもに日本の年金制度における、育児を中心とした無償ケアを評価する仕組みの現状と課題について、ジェンダー平等の視点から、制度研究の方法により考察する。なお、「無償ケア」とは、家庭内で家族員によって無償で行われる、育児、高齢者・傷病者・障がい者等に対する介護や看護を指すものとする。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究であり、引用等について、日本社会福祉学会の定める「研究倫理指針」を遵守する。

4. 研究結果

社会保険方式を採用している日本の年金制度では、育児や介護等の家庭内における無償ケアに従事するために賃金労働を中断することは、将来の老齢年金受給額の低下をもたらす。無償ケアを主として担ってきた女性たちは、その不利益のもとに長く置かれてきた。しかし、最近では、無償ケアを年金制度上で積極的に評価し年金権を賦与する国が増えている。その根拠として、育児は将来の年金制度の担い手の育成であり、育児負担を年金制度上の拠出とみなして積極的に評価すべきであるという考え方がある。

育児を年金制度において評価するには、保険料負担面で配慮する方法と年金給付面で配慮する方法がある。保険料負担面で配慮するには、育児を保険料負担に準ずる価値ある行為とみなして、子ども1人につき保険料負担を一定年数分免除する等の方法がある。また、年金給付面での配慮には、加入期間についての配慮と年金額計算での配慮がある。前者では、たとえば、子どもを一定年数以上養育した場合は年金額算定上の加入年数に加算する等の方法がある。後者では、育児のために所得が減少しても、そのことによって将来受け取る年金額に不利益が生じないように計算上の配慮を行ったり、子どもを養育した被保険者の年金額に加算を行う等の方法がある。

先進諸国の多くでは、上記のような保険料負担や年金給付におけるさまざまな配慮を組み合わせ、育児に携わった期間が年金保障において不利にならないように配慮する仕組みを制度化しているが、日本では、年金制度において育児を評価する仕組みの導入には消極的である。日本で導入されているのは、被用者年金保険制度において、育児休業期間中の被保険者と事業主の保険料を3年間まで免除する措置、子が3歳に達するまでは育児を理由に標準報酬月額が低下した場合に随時改定に該当しなくても実際の報酬の低下に即応して標準報酬の改定を行う措置、標準報酬月額が低下した期間の年金額の計算にあたっては低下する前の従前報酬月額を用いる措置などである。対象者が3歳未満の子どもをもつ被用者年金制度の被保険者のみであることや、配慮のメニューがきわめて限定的であることが特徴である。

日本の年金制度において育児を評価する仕組みが限定的である背景には、「被扶養配偶者給付」の存在があると筆者は考える。日本の年金制度では、無償ケアを直接的に評価する仕組みを導入するより、被扶養の配偶者を育児・介護・家事等の専従者と想定して、これらの者に対して給付を支給することによって、無償ケアの評価を代替しているのである。年金制度における被扶養配偶者給付には、被用者への加給年金、第3号被保険者制度、遺族給付、離婚時の年金分割などがある。このなかでも、もっとも大きな役割を果たしているのは、第3号被保険者制度と遺族給付であろう。被扶養配偶者に年金保険料負担を求めない仕組みをもつ国は他にもあるが、それらの国の制度に比べて、日本の第3号被保険者制度は、被扶養と認定する所得基準が緩やかで、支給される老齢基礎年金の給付割合が高いなど、被扶養配偶者を優遇する度合いが強い。また、遺族給付についても、日本の被用者年金制度の遺族給付は、被扶養配偶者が受給する場合は、所得要件が極めて緩く、支給額の給付割合が高いことが特徴である。こうした「恵まれた被扶養配偶者給付」の存在が、結果的に、日本の女性を被扶養配偶者の地位に押しとどめ、無償ケアの担い手であり続けさせてきたことは周知のとおりである。被扶養配偶者給付は、その受給者に家庭内における無償ケアの担い手も含まれるが、無償ケアを直接評価するものではなく、また、夫(妻)の年金受給者としての地位に基づく付随的な権利であるため、その者の死亡や離婚によって大きな影響を受ける不安定さをもつ。

よって、年金制度における無償ケアの評価にあたっては、単に被扶養配偶者であることを理由に無差別に給付を行う「被扶養配偶者給付」より、育児や介護を行っていた期間に限定して直接的に無償ケアを評価する仕組みの導入が望ましい。しかし、無償ケアの評価においても、やり方によっては、ケア役割を女性に固定化し性別役割分業を助長する危険性があることに十分留意し、ジェンダー不平等を再生産しない評価のあり方を検討する必要がある。